

平成 26 年度

愛媛県雇用施策実施方針

愛 媛 労 働 局

平成26年度 愛媛県雇用施策実施方針

目 次

I 趣 旨	1
II 平成26年度の雇用における重点施策	
1 若者・女性・高齢者・障害者の活躍促進	2
2 愛媛県・市町と連携した重層的なセーフティネットの構築	8
3 非正規労働者の雇用の安定・処遇の改善	13
4 地域における雇用創出と人材確保	14
III 雇用施策に関する数値目標	
1 地方計画策定項目	15
2 地方目標設定項目	16
3 愛媛県と共同で定める数値目標	17

I 趣 旨

本県の更なる発展を目指すに当たっては、県の実情に応じて実施する雇用施策について、県と国が密接な連携を図りながら、持続的に発展する地域社会の実現に向けた総合的な取組を行うことが重要である。とりわけ、雇用施策は地方自治体の産業振興施策、福祉施策、教育施策等とも整合性を図りつつ実施するものであり、その推進に当たっては、これまで以上に本県の実情に合った施策を機動的に行う必要がある。

このため、愛媛労働局は、雇用対策法施行規則第13条第1項に基づき、毎年度、労働局及び公共職業安定所における雇用に関する施策を講ずるに際しての方針(以下「方針」という。)を愛媛県知事の意見を取り入れて策定することとしている。

この方針に示した国の施策と、愛媛県の講ずる雇用に関する施策、産業振興施策、福祉施策、教育施策等が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されることにより、地域の雇用情勢の改善に取り組むとともに、県内企業に必要な労働力を確保し、もって県内経済社会の更なる発展に寄与するものである。

なお、方針に定める事項について、これまで以上に地域において緊密な連携・協力関係を構築し、効果的な雇用施策を実施する。

Ⅱ 平成26年度の雇用における重点施策

1 若者・女性・高齢者・障害者の活躍促進

ア 若者の雇用対策の推進

(1) 高校・大学等の新卒者・既卒者に対する就職支援の推進

高校・大学等の未就職者を減少させるため、学卒ジョブサポーターの全校担当者制や、大学等への学卒ジョブサポーターの出張相談等の強化を図るとともに、愛媛県が設置するジョブカフェ愛work(愛媛県若年者就職支援センター)及び愛媛労働局がジョブカフェ愛work内に設置する新卒応援ハローワークにおいて、新規学卒者等の就職を支援する。

また、関係機関が参加する「愛媛労働局新卒者就職応援本部」(以下「新卒応援本部」という。)を活用し、積極的な就職支援を行う。

愛媛県出身のUターンを希望する県外大学生に対し、求人情報の提供を行うなどの就職支援を行う。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 各ハローワークに配置している学卒ジョブサポーターを積極的に活用し、担当者制による就職支援を徹底するとともに、高校・大学等の求人受理状況や内定者数を把握し、愛媛県に情報提供する。
- ・ 求人受理や未内定者の状況を踏まえ、愛媛県と連携して、県内主要経済団体や事業主に対して、訪問や文書送付による雇用拡大要請を行う。
- ・ 新卒応援本部を構成する関係機関が連携して、合同就職面接会の開催等の就職支援策に取り組む。
- ・ 県内主要経済団体や事業主に対し「青少年雇用機会確保指針」のリーフレットを送付し、既卒3年以内新卒扱いの普及促進を行う。
- ・ 学校と連携し未就職卒業生への個別連絡、求人票の提供等の個別支援を行う。
- ・ ハローワークを利用し就職した新卒者等の定着状況を把握し、事業所訪問時等に新卒者・事業主に相談等の職場定着支援を行う。
- ・ 平成27年度卒業・修了予定者からの就職・採用活動時期の変更の円滑な実現に向けて、企業等に対して周知を行う。
- ・ 愛媛県のUターン施設と連携し、県外からのUターンを希望する大学生に対して、求人情報の提供等の就職支援を行う。

愛媛県が実施する業務

- ・ ジョブカフェ愛workにおいて、キャリア・コンサルタントによるかかりつけ職業相談や各種就職支援セミナー、職業紹介を伴うマッチングイベント等の開催により、新規学卒者等に対するきめ細かな就職支援に取り組む。
- ・ 教育機関や経済団体と連携して、学生と地元中小企業とのマッチングから、就職後の職場定着に至るまでの一貫した支援を行う。
- ・ 愛媛労働局と連携して、県内主要経済団体や事業主に対して、訪問や文書送付による雇用要請を行う。

- ・ ふるさと愛媛Uターンセンターにおいて、ハローワークや愛媛県と就職支援協定を締結している県外大学等と連携して、愛媛県での就職を希望する県外学生を支援する。

(2) 若者と中小企業とのマッチングの強化

中小企業とのマッチングを強化するため、若者の採用・育成に積極的な「若者応援企業」の周知や面接会の開催等を行い、若者の就職支援を推進する。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 県内主要経済団体や事業主に対する「若者応援企業」のPRを推進するとともに、新卒応援本部との連携等による「若者応援企業」を対象とした各種イベント(就職面接会、会社説明会等)の開催をはじめ、積極的な求人充足対策を実施する。

愛媛県が実施する業務

- ・ ジョブカフェ愛workにおいて、若者と中小企業の交流会等を開催し、相互理解の向上とマッチングに取り組む。
- ・ ジョブカフェ愛workにおいて、運営機関である(一社)えひめ若年人材育成推進機構を主体に、若者の職業意識の醸成と地元中小企業への理解を深めるため、教育機関が実施するキャリア教育への支援や若者への地元中小企業に関する情報の発信に努める。
- ・ 愛媛労働局と連携して、県内主要経済団体や事業主に対する「若者応援企業宣言事業」の周知を行う。

(3) フリーター等の正規雇用化の推進

愛媛わかものハローワーク等で、就職支援ナビゲーターによる個別指導、トライアル雇用の活用、正規雇用を目指すフリーター等への就職支援等のキャリアアップを促進するほか、ジョブカフェ愛workにおいて、フリーター等を対象に職業相談や各種スキルアップセミナー等を実施するなど、ニーズに応じた支援を行うとともに職場定着支援を実施する。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 「トライアル雇用」の活用や職業訓練機会の提供等により、フリーター等を重点に正規雇用化に向けた一貫した就職支援を実施する。
- ・ キャリアアップ助成金を活用して非正規労働者の雇用の安定、人材育成、処遇改善等を総合的に支援する。
- ・ ハローワーク松山に設置する「愛媛わかものハローワーク」等を積極的に周知し、支援対象者一人ひとりの課題に応じたきめ細やかな個別支援を行う。
- ・ ジョブカフェ愛workに併設している「新卒応援ハローワーク」において、若年求職者の職業相談・職業紹介を実施するとともに、必要に応じて愛workに適切に誘導するなど、若年求職者の積極的な就職支援を実施する。
- ・ 愛媛県との連携の下、愛workにおいて「若年者地域連携事業」を実施し、合同就職面接会や各種セミナーの開催等、フリーター等の若者に対する多様な就業支援等を実施する。
- ・ ハローワーク等を利用し就職が決まった者等を中心として職場定着支援を実施する。

愛媛県が実施する業務

- ・ ジョブカフェ愛workにおいて「若年者地域連携事業」を実施し、愛媛労働局との連携のもと、合同就職面接会や各種スキルアップセミナー等を開催し、フリーター等の若者に対する多様な就業支援等を実施する。
- ・ ジョブカフェ愛workにおいて、非正規雇用が常態化している若者等を対象に、相談体制の強化を図るとともに、正社員への転換を促すためのセミナーや個別会社説明会を開催する。

(4) ジョブ・カード制度の推進

「愛媛県地域推進計画」に基づき、愛媛県を始めとする「愛媛県地域ジョブ・カード運営本部」構成員や関係機関との連携の下、求職者、学生、企業等に対し、制度の周知を図る。さらに、職業相談、公共職業訓練等において、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング等を実施し、円滑な就職を促進するなど、制度の着実な推進を図る。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 愛媛県地域におけるジョブ・カード制度の円滑な運用、活用促進及び企業の認知度向上を目的に設置した愛媛県地域ジョブ・カード運営本部を機動的に運営し、構成員の連携の下、「愛媛県地域推進計画」を策定するとともに、ジョブ・カード制度全般について広報・啓発を行う。
- ・ ハローワークにおいて、ジョブ・カードが持つメリットを周知した上で、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを積極的に行い、ジョブ・カードの交付を行う。また、企業に対しては、ジョブ・カードを応募書類としても活用できることについての周知を行う。

愛媛県が実施する業務

- ・ 日本版デュアルシステムを実施し、訓練修了者に対してジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを勧奨する。また、愛媛県が設置する高等技術専門校において実施される訓練の期間中に、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを実施するとともに、愛媛県からの委託訓練を実施する民間教育訓練機関においても同様に、その実施を促進する。
- ・ ジョブカフェ愛workや地域若者サポートステーションにおいて、登録キャリア・コンサルタントの配置を促進し、訓練希望者等に対するジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを実施する。

(5) ニート等の若者の職業的自立支援の強化

国と愛媛県が協働して実施する地域若者サポートステーション事業において、ニート等の若者のうち就労希望者に対して、職業的自立に向けた効果的な支援を行う。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 「えひめ若者サポートステーション」、「えひめ若者サポートステーション南予サテライト」及び「東予若者サポートステーション」で実施する各種事業の周知を行うとともに、各地域サポートステーションとハローワークが円滑に連携し、支援対象者に対する就労支援を強化する。

愛媛県が実施する業務

- ・ 各地域サポートステーションを核に、自立支援ネットワークの構築を推進するとともに、全県的な見地から愛媛若者サポートプランの策定や県民への啓発活動を行う。
- ・ 各地域サポートステーションに臨床心理士及びジョブトレーナーを配置するとともに、各種セミナーや職場体験等を実施する

イ 女性の活躍促進と仕事と家庭の両立支援策の推進

女性の活躍促進や両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備が進むよう、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の周知・啓発を行うとともに、女性の就業希望を実現するための総合的な支援を実施する。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 「愛媛子育て女性等の就職支援協議会」を開催し、愛媛県や県が設置する「男女共同参画センター」等地域の関係機関とのネットワークを強化し、子育てをしながら就職を希望する女性等に対する総合的な支援を実施する。
- ・ 愛媛県及び市町等子育てを支援する関係機関との連携により、保育所やその他の子育て支援サービスに関する情報等を提供しながら、マザーズコーナー等において個々の求職者の希望を踏まえたきめ細やかな職業相談・職業紹介を行うなど、総合的かつ一貫した就職支援サービスを提供する。

愛媛県が実施する業務

- ・ 女性が両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備に向け、「えひめ子育て応援企業認証制度」の普及や、家庭にやさしい企業への助成などのほか、事業主や管理職の意識改革を図るセミナー等を実施する。

ウ 高齢者の就労促進

- (1) 年齢にかかわらず意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けた高年齢者の就労促進

高年齢者雇用確保措置の確実な実施や希望者全員の65歳までの雇用確保のため、「改正高年齢者雇用安定法」に基づき、事業主に対して的確に助言・指導を実施する。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 「改正高年齢者雇用安定法」に基づく、高年齢者雇用確保措置を講じていない事業主に対する的確な助言・指導を実施する。
- ・ 年齢にかかわらず働くことができる企業の普及に向けた相談・援助を行うとともに、民間団体のノウハウを活用した定年退職後の働き方を見つめ直すセミナーや相談会等を開催し、生涯現役社会の実現に向けた取組の充実・強化を図る。
- ・ 「高年齢者雇用アドバイザー制度」や高年齢者雇用に関する助成金制度を積極的に周知・

活用する。

愛媛県が実施する業務

- ・ 「高齢・障害者雇用フェスタinえひめ」の開催や高齢者雇用優良事業所の表彰等を通じて、事業主をはじめ広く県民の高年齢者雇用に対する理解促進を図る。

(2) 高年齢者等の再就職の援助・促進

募集・採用に係る年齢制限の禁止に関する取組を推進するとともに、高年齢者が安心して再就職支援を受けることができるよう、高年齢者に対する相談窓口の設置や就労支援チームにより再就職支援を充実・強化する。さらに、「シニアワークプログラム事業」の実施により高年齢者等の再就職を促進する。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 雇用対策法第10条に定められた募集・採用における年齢制限禁止の義務化について、事業主に対する制度周知を徹底し、着実な施行を図る。
- ・ 松山、今治及び西条のハローワークに設置する高年齢者総合相談窓口において、職業生活再設計に係る支援や、就労支援チームによる就労支援の充実・強化を図る。
- ・ 地域ニーズに応じた技能講習、管理選考、個別相談等を一体的に実施する「シニアワークプログラム事業」を実施し、再就職を促進する。
- ・ トライアル雇用奨励金や特定求職者雇用開発助成金等の助成金制度を積極的に活用した再就職の促進に努める。

愛媛県が実施する業務

- ・ 事業主に対して、労働局や愛媛高齢・障害者雇用支援センターが実施する各種助成制度の周知を図る。

(3) 高齢者が地域で働ける場や社会を支える活動ができる場の拡大

「シルバー人材センター事業」等の推進により、就業機会の確保・提供を図る。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 「シルバー人材センター事業」が、就業を希望する高年齢者の受け皿として十分に機能するよう、趣旨を踏まえた適正な運営についての指導に努める。
- ・ 各シルバー人材センターの就業機会拡大や会員拡大等の取組を支援し、高年齢者のニーズに的確に対応するとともにシルバー人材センターの活性化を図る。

愛媛県が実施する業務

- ・ 愛媛県シルバー人材センター連合会の運営支援を通じて、県内におけるシルバー人材センター事業の円滑化を図る。

エ 障害者の就労促進

(1) 精神障害、発達障害などの障害特性に応じた就労支援の強化

精神障害や発達障害などの多様な障害特性に対応するため、地域の就労支援機関等との連携を強化し、きめ細かな就労支援を図る。

特に、平成30年4月1日から法定雇用率の算定基礎に精神障害者が追加されることに伴い、精神障害者の一層の雇用促進を図るため、事業主の精神障害者に対する理解の促進を図る。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 精神障害者の就労支援として、精神障害者雇用トータルサポーターを配置し、カウンセリング等の求職者支援に加え、企業への意識啓発や就職後の定着支援等の事業主支援を実施する。
- ・ 就職支援ナビゲーター等を中心に、愛媛県発達障害者支援センターや地域障害者職業センターと連携し、ハローワークの専門的な支援体制を強化するとともに、障害特性に応じて、雇用促進及び職場定着に向けた総合的かつ継続的な支援を実施する。
- ・ 「障害者トライアル雇用事業」、「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金」等の各種助成金の周知、効果的な活用を図る。
- ・ 「精神障害者等雇用促進モデル事業」を実施し、受託企業の精神障害者等の雇用・定着に対する取組を支援する。

愛媛県が実施する業務

- ・ 特別支援学校卒業者について、ハローワーク等と連携した就労に対するニーズの把握及び的確な支援による就職の実現に努める。
- ・ 障害者就業・生活支援センターに対し、障害者の身近な地域における就業・生活両面における一体的な支援を実施する連携拠点として機能するよう、必要な助言・指導を行う。
- ・ 高等技術専門学校において、職業訓練を実施するほか、訓練中のサポート及びアフターフォローなどを担当するスタッフを配置して、ハローワーク等と連携した就労支援体制の強化に努める。

(2) 中小企業に重点を置いた支援策の充実や「福祉」「教育」「医療」から「雇用」への移行推進

中小企業の障害者雇用に対する理解を促し、雇用を促進するため、職場実習の積極的な実施や各種助成金により、障害者雇用に係る経済的負担の軽減を図る。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 「福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業」を効果的に推進するため、地域の関係機関による「雇用移行推進会議」を開催して協力を求めるとともに、障害者の就労に対する不安や中小企業の障害者雇用に対する不安を解消するため、関係機関と連携した職場実習の推進、事業所見学会等を実施する。
- ・ 中小企業を重点とした法定雇用率の達成指導を計画的・効率的に実施することにより、一層の障害者雇用の促進を図る。

愛媛県が実施する業務

- ・「障害者の職場見学・職場実習に関する意向調査」により把握された情報を、労働局や特別支援学校等関係機関へ提供する。

(3) 障害者雇用の更なる促進のための環境整備

地域の企業の採用ニーズに的確に対応するため、ハローワークと関係機関が連携のうえ、マッチング機能を強化し、障害者雇用の更なる促進を図る。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ハローワークと障害者就業・生活支援センター等地域の関係機関が連携し、就職から職場定着まで一貫した「チーム支援」を行うことにより、マッチング機能の強化を図る。
- ・ハローワークにおいて障害者と求人企業が一堂に会する「就職面接会」を開催する。
- ・雇用率未達成企業等に対する雇用要請文を、県知事と労働局長連名で発出する。

愛媛県が実施する業務

- ・「高齢・障害者雇用フェスタinえひめ」の開催や障害者雇用優良事業所の表彰等を通じて、事業主をはじめ広く県民の障害者雇用に対する理解促進を図る。
- ・法定雇用障害者数が1人未満の事業主に対して、障害者の雇用拡大数に応じて県税(法人事業税、個人事業税)を軽減する特別措置を講じ、雇用促進に努める。
- ・事業主に対して、労働局や愛媛高齢・障害者雇用支援センターの各種助成制度の周知を図る。

2 愛媛県・市町と連携した重層的なセーフティネットの構築

ア 「愛媛県経済成長戦略2010」等を踏まえた地域における雇用機会の創出

愛媛県は、「愛媛県経済成長戦略2010」に定める「食品ビジネス」、「環境・エネルギービジネス」、「健康ビジネス」、「観光ビジネス」の四つの成長分野を中心に、産業集積を進めるとともに、雇用の創出を図ることとしているが、労働局としては、こうした施策について、国が実施する雇用対策との連携・協力を強化する。

愛媛労働局が実施する業務

- ・県の産業政策と国が実施する雇用対策の連携が図られるよう、緊密な情報交換等を実施する。

愛媛県が実施する業務

- ・既存産業の成長産業への脱皮による新規雇用の創出に加え、雇用・就業の大きな受皿となり得る農林水産業や介護福祉分野等において企業の取組みを積極的に支援することで、県経済を支える確かな雇用の創出に結び付ける。
- ・新事業展開や創業の誘発、新たな企業の誘致及び県外大手企業の県内留置などにつなげる。

イ 中長期的な視点に立った地域雇用対策

地域産業振興や雇用機会創出等の自発的な取組を検討している市町においては、「実践型地域雇用創造事業」による雇用創出の取組を積極的に促すとともに、雇用開発に取り組む事業主を支援する地域雇用開発奨励金の活用を促進し、地域の雇用機会の創出を図る。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 雇用機会が不足している本県中予・南予地域の市町に対して、自発的な雇用創造の取組を支援する「実践型地域雇用創造事業」の実施を促す。
- ・ 重点分野雇用創造事業による雇用機会の創出を推進するため、地方自治体に対し、労働市場に関する情報提供、全国の取組事例紹介等の必要な助言を行う。
- ・ 地域雇用開発奨励金の活用を通じた雇用情勢が特に厳しい地域での事業所での設置・整備費用及び雇入れ人数に応じた助成を行う。

愛媛県が実施する業務

- ・ 宇和島地域雇用開発計画に基づいて、地域雇用開発奨励金の利用促進などにより、宇和島地域における雇用拡大を図る。
- ・ 実践型地域雇用創造事業の実施を目指す市町に対して、地域雇用創造協議会への参画などを通じて必要な支援を行う。

ウ 中小企業に対する支援

今後、成長が見込まれる分野を中心に、中小企業の労働力確保及び良好な雇用機会の創出を図るため、人材確保・人材育成の支援、就職支援等を推進する。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 中小企業の雇用管理の改善を推進し、魅力ある雇用創出を図るため、中小企業労働環境向上助成金の周知・活用を促進する。
- ・ 人材確保や人材育成を支援するための各種助成金制度（建設労働者確保育成助成金、キャリアアップ助成金、キャリア形成促進助成金など）の周知・活用促進を図る。

愛媛県が実施する業務

- ・ ジョブカフェ愛workにおいて、中小企業の魅力発信や職場見学会、企業と若者のマッチング機会の提供等の支援を実施し、喫緊の課題である若者と中小企業の雇用のミスマッチ解消を促進する。
- ・ ジョブカフェ愛workにおいて、企業の経営者や人事担当者等を対象に若者の採用・育成力の向上を図るセミナーを開催するほか、若手社員やその上司を対象とするセミナーを開催し、若者の職場定着の向上を図る。

エ 地域のニーズに即した職業訓練の展開

(1) 地域ニーズに即した公共職業訓練・求職者支援訓練の展開と訓練修了者への就職支援

関係機関(愛媛労働局、愛媛県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、労使団体、教育訓練機関、学識経験者等)で構成する地域訓練協議会等の場を活用して、愛媛労働局が愛媛県と連携し、公共職業訓練の訓練計画も考慮した上で、求職者支援訓練について、地域ニーズを踏まえた訓練計画を取りまとめる。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 地域訓練協議会やワーキング・チームにおいて、効果的な訓練コースの設定に必要な地域の訓練ニーズ等に関して、ハローワークが把握している労働市場等の情報を提供するなど、地域ニーズの分析を行った上で、関係機関の意見も踏まえて訓練計画を取りまとめる。

愛媛県が実施する業務

- ・ 地域訓練協議会やワーキング・チームに参加し、公共職業訓練や委託訓練の実施状況等の情報提供を行うとともに、ハローワークから提供のあった地域ニーズ等に基づき、地域訓練計画の策定に協力する。
- ・ 高等技術専門校において、施設内訓練や民間教育訓練を活用した委託訓練を実施する。

(2) 公共職業訓練、求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給を通じた能力開発及び訓練機関とハローワークとの連携を通じた就職支援

公共職業訓練や求職者支援訓練を推進するとともに、訓練修了者への就職支援体制を整備し、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルタントによるきめ細やかな就職支援を行う。このため、愛媛労働局は愛媛県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等と連携を図り、地域訓練ニーズの把握と共有、適切な受講あっせん、訓練修了前からの一貫した就職支援に取り組む。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 地域の実情を踏まえ、求職者に適切な公共職業訓練や求職者支援訓練の受講をあっせんし、一定の要件を満たす者に給付金を支給するとともに、都道府県及び訓練機関を通じて求人情報の提供や就職希望アンケートを実施する等、関係機関と連携して早期就職を促進する。

愛媛県が実施する業務

- ・ ハローワークから提供を受けた求人情報等を訓練生に提供するとともに、ハローワークが実施する就職希望アンケートへの協力など、連携して就職支援に取り組む。
- ・ 高等技術専門校において、職業訓練を実施するほか、訓練中のサポート及びアフターフォローなどを担当するスタッフを配置して、就労支援体制の強化に努める。

(3) 障害者の職業能力開発の推進

障害者の求人開拓や雇用率達成指導等の機会を捉えて職業訓練ニーズを把握し、適切な訓練設定の支援を行うとともに、訓練修了者の効果的なマッチングを図る。また、関係機関と連携し、障害者及び企業双方に職業能力開発施策の周知・広報に取り組む。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 公共職業能力開発施設における訓練及び障害者委託訓練の積極的かつ効果的な受講あっせんを行う。
- ・ 求職障害者及び事業主に対して職業訓練制度の周知を行う。

愛媛県が実施する業務

- ・ 高等技術専門校において、企業開拓やマッチング、訓練期間中のサポート等に係る職員を配置し、障害者の就労支援を行う。
- ・ 高等技術専門校における知的障害者及び発達障害者を対象とした職業訓練、精神障害者を対象とした委託訓練など、障害者の態様に応じた委託訓練を実施する。

オ 労働分野における愛媛県・市町と国との連携窓口

日常的に県、市町、商工会議所、商工会等を定期的に訪問し、産業雇用情報等を収集し、ハローワークの職業相談・職業紹介業務に反映させる。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 職業安定部長を責任者とし、毎月愛媛県を訪問し、雇用施策に係る情報交換を実施する。
- ・ 公共職業安定所長が定期的に市町、商工会議所、商工会等を訪問し、産業雇用情報を収集する。

愛媛県が実施する業務

- ・ 産業雇用情報について労働局との共有化を図る。

カ 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

生活保護受給者や生活困窮者に対するより効果的な自立支援及び「生活困窮者の自立の支援に関する法律」の円滑な施行に向けて、自治体と一体となった就労支援の充実・強化を図る。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ ハローワークからの巡回相談の実施等のワンストップ型の支援体制を整備する。
- ・ 求職者支援訓練等へ円滑な移行に資するための自立促進講習を実施する。

愛媛県が実施する業務

- ・ ハローワークとの連携による支援対象者への早期支援を徹底する。
- ・ 相談・申請段階の者等ボーダー層などの受給後早期段階の者を重点に集中して支援する。

キ 愛媛県と一体となった雇用対策の実施

ハローワークの行う職業相談・職業紹介と愛媛県が行う生活・就労相談を一体的に実施するため、「愛媛県地域共同就職支援センター」を共同運営する。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 求人検索端末装置による求人情報の提供
- ・ 一般求職者に対する職業相談・職業紹介

愛媛県が実施する業務

- ・ 生活・就労相談窓口の設置

ク 西予市と連携した雇用対策の実施

ハローワークと西予市が共同で西予市の庁舎内に設置した「西予市ふるさとハローワーク」において、職業相談等を実施する。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 求人検索端末装置による求人情報の提供
- ・ 求人の取り次ぎ及び職業相談・職業紹介の実施

西予市が実施する業務

- ・ 市独自の各種施策に係る情報提供

ケ 愛媛県、愛南町が行う無料職業紹介事業との連携

愛媛県が運営する無料職業紹介事業(医師)並びに、愛南町の運営する無料職業紹介事業について連携を図る。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 無料職業紹介事業に係る指導
- ・ 求人情報の提供

愛媛県、愛南町が実施する業務

- ・ 求人開拓の実施

3 非正規雇用対策の推進

ア 企業内でのキャリアアップの総合的支援

非正規雇用労働者の安定就職への移行を推進するため、企業内におけるキャリアアップのための環境を整備し、雇用の安定・人材育成・処遇改善等を総合的に支援する。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 事業主に対し「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン」の内容について周知するとともに、「キャリアアップ助成金」の周知・活用を図る。そのために、事業主セミナー等を実施する。
- ・ トライアル雇用奨励金の活用等を通じて、フリーター等の正規雇用化を支援する。

愛媛県が実施する業務

- ・ 市町職員や事業主が一堂に会する機会を利用して、周知広報を実施する。

イ パートタイム労働者の均等・均衡待遇の推進

パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保、正社員転換への取組みを推進する。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 愛媛県、市町とも連携のうえ、パートタイム労働法に基づく指導を実施する。

愛媛県が実施する業務

- ・ 市町職員や事業主が一堂に会する機会を利用して、周知広報を実施する。

4 地域における雇用創出と人材確保

ア 成長分野などでの雇用創出の推進

地域の産業構造などの特性に合った安定的で良質な雇用を創出するため、製造業等の戦略産業を対象として地域の産業政策と一体となった自主的な雇用創造に取り組む。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 愛媛県が実施する「戦略産業雇用創造プロジェクト」を支援するため、「えひめ戦略産業雇用創造協議会」に参画し、必要な支援を行う。
- ・ 地域雇用開発奨励金の周知・活用を図る。

愛媛県が実施する業務

- ・ これまでの県内の優れた技術や製品、資源を活かした「実需の創出」に向けた産業政策を踏まえ、「えひめ戦略産業雇用創造協議会」を設置して「戦略産業雇用創造プロジェクト」を推進する。

イ 女性・若者・高齢者等の雇用拡大、賃上げ促進及び人材育成

地域において産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大を通じて「全員参加」を可能とする環境を整備するとともに、賃金の上昇や家計所得の増大等処遇改善に向けた取組を促進する。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 愛媛県や市町が民間企業等に委託して実施する「地域人づくり事業」について、各ハローワークにおいて雇い入れ時の求人確保、マッチング等の支援を行う。

愛媛県が実施する業務

- ・ 県に造成している基金を積み増して「地域人づくり事業」を実施し、民間企業等の活力を用いた失業者の就職に向けた支援（雇用拡大プロセス）及び在職者に対する処遇改善に向けた支援（処遇改善プロセス）に取り組む。

ウ 離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職の支援

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者に対し、スキルアップやスキルチェンジの機会を拡大し、人材を必要とする成長産業への円滑な労働移動を促進する。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ 地域において多くの離職者の発生が見込まれる場合、愛媛県及び関係団体と連携・協力し、必要に応じて雇用対策本部を設置するほか、求人開拓等を実施する。また、労働移動支援助成金や産業雇用安定センターを積極的に活用し、離職者の円滑な再就職を支援する。

愛媛県が実施する業務

- ・ 労働局及び関係機関と連携し、職業訓練等を通じて再就職を支援する。

エ 不足している建設労働者の確保・育成の推進

人材不足が顕在化している建設業への対応として、人材確保、人材育成、人材移動の円滑化を喫緊の課題として取り組む。

愛媛労働局が実施する業務

- ・ ハローワーク松山において「建設人材確保プロジェクト」を実施し、建設関係職種の未紹介・未充足求人へのフォローアップ、積極的な求人情報の提供、就職面接会等、マッチングの強化に取り組む。
- ・ 「建設労働者確保育成助成金」、「トライアル雇用奨励金」、「キャリアアップ助成金」等の各種助成金制度を周知・活用する。
- ・ 地域の建設業団体と連携して、各種施策等の情報共有や関係者への周知を図る。

愛媛県が実施する業務

- ・ ジョブカフェ愛work等の若者が集まる場所で、建設業の理解促進のための情報提供やセミナー及び職場見学会等を実施する。

Ⅲ 雇用施策に関する数値目標

職業安定行政における数値目標の設定については、平成16年度より実施してきたところであるが、平成18年度からは、PDCAサイクルによる目標管理を行うことにより、公共職業安定所職員の参画に基づく、職員の自主性を発揮した業務運営を実現するとともに、愛媛労働局と公共職業安定所間及び公共職業安定所内部の活発なコミュニケーションを通じた公共職業安定所の機能強化を図りながら推進する。

また、愛媛県が実施する雇用施策及び産業、福祉、教育施策等について、連携を強化し目標達成に向けた協力を図る。

職業安定行政における数値目標の設定

1. 地方計画策定項目

項 目	平成26年度 目 標
1 就 職 率（常用）	35.5%以上
2 雇用保険受給者の早期再就職割合	29.6%以上
3 求人充足率（常用）	24.9%以上

2. 地方目標設定項目

項 目		平成 26 年度 目 標	
若年者雇用 対策の目標	ハローワークの職業紹介により正規雇用に関わったフリーター等の数	2,794人以上	
	学卒ジョブサポーターによる支援	正社員就職者数	1,883人以上
		支援者の1年以内の離職率(高卒)	30.2%以下
		支援者の1年以内の離職率(大卒)	23.8%以下
	新卒応援ハローワーク	正社員就職者数	1,334人以上
高年齢者総合窓口での就労支援チームによる支援を受けた者について就職率		42%以上	
障害者雇用 対策の目標	障害者雇用率達成企業の割合(平成25年度実績との比較)	1.5%以上	
	障害者就職件数	前年度以上	
	精神障害者雇用トータルサポーターの相談支援を終了した者のうち、就職に向けた次の段階へ移行した者の割合	前年度以上	
公共職業訓練の目標(職業訓練終了3カ月後の就職率)	施設内訓練	80%以上	
	委託訓練	70%以上	
求職者支援制度の目標(職業訓練終了3カ月後の就職率)	基礎コース	55%以上	
	実践コース	60%以上	
非正規雇用労働者関連の目標(トライアル雇用における常用就職移行者数)		694人以上	
正社員求人確保(前年度比の増加割合)		48,444以上	
就職支援プログラム事業の目標(担当者制による雇用保険受給者に対する早期再就職支援を行う就職支援プログラム開始件数)	開始件数	536件以上	
	就職率	80%以上	
マザーズハローワーク事業の目標(担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者数)	対象者数	910人以上	
	就職率	87%以上	
介護・看護・保育分野の就職件数		4,500件以上	
生活保護受給者等就労促進自立事業の目標	就職者数	440人以上	
ハローワーク利用者の満足度		90%以上	

3. 愛媛県と共同で定める数値目標

項 目		平成 26 年度 目 標
ジョブカフェ愛 work	利用者数	41,000 人
	就職決定者数	2,500 人
地域若者 サポートステーション	来所相談件数	4,500 人
	進路決定者数	245 人
施設内職業訓練 (障害者を除く)	訓練入校率	100%
	就職率	80%

- ※1 地方計画策定項目とは、都道府県労働局・公共職業安定所が自ら計画を策定し、PDCAサイクルによる管理を行うもの。
- ※2 地方目標設定項目とは、厚生労働省が目標値を示し、その目標に基づき都道府県労働局が公共職業安定所に対する指導を行うもの。